

報告第 6 号

令和元年度資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり令和元年度の資金不足比率を監査委員の意見（別紙）を付けて報告する。

会計の名称	資金不足比率 (%)
米原市水道事業会計	—
米原市下水道事業会計	—

備考 資金不足額がない場合は、「—」と記載している。

令和 2 年 9 月 3 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和元年度決算による公営企業会計の資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したので、その意見を付けて、資金不足比率を報告するものである。